平成２６年（フ）第５号
茨城県鹿嶋市大字平井1004番地25
債務者　柳川　広信
1　決定年月日時　平成26年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月16日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２６年（フ）第３６号
茨城県坂東市岩井4724番地２
債務者　三宅　喜郎
1　決定年月日時　平成26年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月16日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２６年（フ）第４号
栃木県真岡市長田2504番地８
債務者　富松　正子
1　決定年月日時　平成26年４月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月16日まで
宇都宮地方裁判所真岡支部

平成２６年（フ）第１６２号
千葉市美浜区真砂２丁目24番４―201号
債務者　石毛テル子
1　決定年月日時　平成26年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月16日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第１６４号
千葉県船橋市みやぎ台３丁目３番４号　ビーダーコーポ101号
債務者　古賀美紀子
1　決定年月日時　平成26年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月16日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第１６９号
千葉県市川市稲越町57番地１　オアゾ市川
債務者　佐藤　知
1　決定年月日時　平成26年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月16日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第１８３号
千葉市緑区誉田町１―754―２　レオネクストサンハイツＤ―107、住民票上の住所千葉市緑区誉田町２丁目30番地42
債務者　矢部　芳治
1　決定年月日時　平成26年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月16日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第２０１号
千葉県浦安市海楽１丁目29番14―205号　やなぎハイツ
債務者　松本　藏人
1　決定年月日時　平成26年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月16日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第６１号
新潟市東区東中島３丁目８番23号　大谷方、前住所新潟市西区坂井東６丁目29番32号　イクセルパイン205号
債務者　中島　剛
1　決定年月日時　平成26年４月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月16日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第７１号
新潟市西区小針４丁目６番３号２　キングスウェイＡ―４
債務者　宮澤　一男
1　決定年月日時　平成26年４月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月16日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第７９号
新潟市東区東中野山２丁目５番14号
債務者　田端　律子
1　決定年月日時　平成26年４月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月16日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１００号
金沢市高尾南１丁目91番地　グランシャリオ101号、従前の住所金沢市入江２丁目28番地１、従前々の住所神奈川県横須賀市湘南鷹取３丁目11番15号
債務者　渡辺　優（旧姓岩谷）
1　決定年月日時　平成26年４月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月16日まで
金沢地方裁判所

平成２６年（フ）第２８号
長野県上田市下之郷375番地１　シェーナーヴァルトＢ201号
債務者　小林　光男
1　決定年月日時　平成26年４月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月16日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２６年（フ）第３３号
長野県千曲市大字稲荷山1766番地２
債務者　林　紀子
1　決定年月日時　平成26年４月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月16日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２６年（フ）第２７号
長野県飯田市上郷黒田908番地１　造船アパート８号
債務者　園原　吉三
1　決定年月日時　平成26年４月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月16日まで
長野地方裁判所飯田支部

平成２６年（フ）第１１６号
岐阜県各務原市那加大東町１番地27　ウイングコート大東101
債務者　青木　悟司（旧姓坂本・金子）
1　決定年月日時　平成26年４月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月16日まで
岐阜地方裁判所